

輸出物品販売場制度の改正について

平成 26 年 4 月
国 税 庁

消費税法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 141 号）等により、輸出物品販売場制度について、主に次の 1 から 3 の改正が行われました。

なお、これらの改正は、平成 26 年 10 月 1 日以後に行う課税資産の譲渡等について適用されます。

輸出物品販売場制度

輸出物品販売場（免税店）を経営する事業者^(注)が、外国人旅行者などの非居住者に対して通常生活の用に供する物品を一定の方法で販売する場合には、消費税が免除されます。

（注）輸出物品販売場を開設しようとする事業者は、販売場ごとに、事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受ける必要があります。



適用開始時期

平成 26 年 10 月 1 日以後に行う課税資産の譲渡等について適用

1 免税対象物品の範囲の拡大

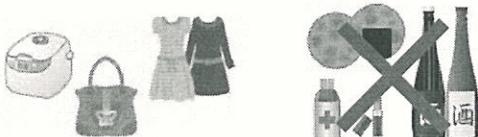
食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品については、これまで、輸出物品販売場における免税販売の対象外とされていましたが、その非居住者に対する同一店舗における 1 日の販売額の合計が 5 千円超 50 万円までの範囲内の消耗品について、次の方法で販売する場合に限り免税販売の対象とされました。

販売方法

- ① 非居住者が、旅券等を輸出物品販売場に提示し、当該旅券等に購入記録票（免税物品の購入の事実を記載した書類）の貼付けを受け、旅券等と購入記録票との間に割印を受けること。
- ② 非居住者が、「消耗品を購入した日から 30 日以内に輸出する旨を誓約する書類」を輸出物品販売場に提出すること。
- ③ 指定された方法により包装されていること。

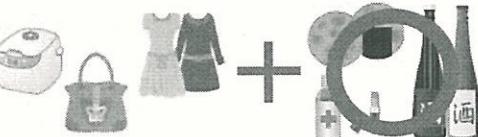
《改正前》

食品類、飲料類、薬品類、化粧品類等の消耗品は免税販売の対象外。



《改正後》

食品類、飲料類、薬品類、化粧品類等の消耗品も免税販売の対象。



非居住者が国外における事業用又は販売用として購入することが明らかな物品は、通常生活の用に供する物品に該当しないため、これまでと同様に免税販売の対象になりません。

消耗品の包装方法

消耗品の包装方法は、次の要件の全てを満たす「袋」又は「箱」に入れ、かつ、開封された場合に開封されたものであることを示す文字が表示されるシールの貼付けにより封印をする方法によります。

	袋 の 要 件	箱 の 要 件
①	プラスチック製であり、無色透明又はほとんど無色透明であること。	段ボール製、発泡スチロール製等であること。
②	使用される状況に照らして十分な強度を有するものであること。	
③		本邦から出国するまで開封してはならない旨及び消費税が免除された物品を消費した場合には消費税が徴収される旨が日本語及び外国語により記載されたもの又は記載された書面が貼り付けられたものであること。
④	内容物の品名及び数量を外側から確認できない場合にあっては、内容物の品名及び品名ごとの数量が記載されたもの又は記載された書面が貼り付けられたものであること。	内容物の品名及び品名ごとの数量が記載されたもの又は記載された書面が貼り付けられたものであること。

（注）消耗品の鮮度の保持に必要な大きさであり、かつ、当該消耗品を取り出せない大きさの穴を設けることは妨げない。

包装方法の詳細については、観光庁のホームページでご確認ください。
http://www.mlit.go.jp/kankochou/news03_000098.html

2 輸出物品販売場を経営する事業者が保存すべき書類の追加



同一の輸出物品販売場において、その非居住者に対して1日に販売する一般物品（消耗品以外の通常生活の用に供する物品をいいます。）の額が100万円を超える場合には、その非居住者の旅券等の写し^(注)を、輸出物品販売場を経営する事業者の納税地又は販売場の所在地に保存しなければならないこととされました。

(注) パスポートの場合、パスポートの番号、一般物品を購入する非居住者の氏名、生年月日、性別及び国籍が印字された部分の写し。

輸出物品販売場を経営する事業者が免税対象物品を免税で販売した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間

3 購入記録票等の様式の弾力化及び記載事項の簡素化

免税販売に当たっては、輸出物品販売場を経営する事業者は「購入記録票（免税物品の購入の事実を記載した書類）」を作成して非居住者の旅券等に貼付けて割印することとされており、非居住者は「購入者誓約書（免税物品を購入後において輸出する旨を誓約する書類）」を当該事業者に提出することとされています。

この購入記録票及び購入者誓約書については、これまで法令に様式が定められていましたが、特定の様式ではなく、法令に定められた事項が記載された書類であればよいこととされました。

また、記載すべき事項の全部又は一部が記載された明細書等（購入者に対し交付する領収書の写し等）を購入記録票等に貼付け、かつ、当該明細書等と購入記録票等との間に割印した場合には、当該明細書等に記載された事項の購入記録票等への記載を省略できることとされました。

《改正前》

法令において定められていた様式

【購入記録票】

輸出免税物品購入記録紙 Record of Purchase of Consumption Tax-Exempt for Export				伝單番号 Ref. No.
所轄税務署 Tax office concerned	納税地 Place for Tax Payment	販売場所在地 Selling Place	販売者氏名 Seller's Name	
上陸地 Port of Entry	旅券等の種類 Passport etc.	番号 No.	国籍 Nationality	
	旅券 PASSPORT		購入年月日 Date of Purchase	
上陸年月日 Date of Landing	在留資格 Status of Residence			
			月 Month	年 Year
品名 Name of Commodity	数量 Quantity	単価 Unit Price	販売額 Price	

《改正後》：

① 様式の弾力化

法令において、記載すべき事項のみ定める。

※ 記載すべき事項について
は下の表を参照

② 記載すべき事項の簡素化

記載すべき事項の全部又は一部が記載された明細書等(作成者の氏名又は名称が記載されたもの)を購入記録票等に貼付け、かつ、明細書等と購入記録票等とを割印した場合には、明細書等に記載された事項の記載を省略することができる。

《購入記録票及び購入者誓約書に記載すべき事項》

記載すべき事項	購入記録票	購入者誓約書
① 購入者の氏名、国籍、生年月日、在留資格及び上陸年月日	○	○
② 購入者の所持する旅券等の種類及び番号	○	○
③ 輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称	○	○
④ 輸出物品販売場を経営する事業者の納税地及び所轄税務署名、輸出物品販売場の所在地	○	—
⑤ 購入年月日	○	○
⑥ 品名、品名ごとの数量及び価額、物品の価額の合計額	○	○
⑦ 購入後において輸出することを誓約する旨（消耗品の場合、購入した日から30日以内に輸出することを誓約する旨）及び購入者の署名	—	○

※ 購入記録票には、上記の①から⑥の事項のほか、「本邦から出国する際又は居住者となる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長に購入記録票を提出しなければならない旨」や「本邦から出国するまで購入記録票を旅券等から切り離してはならない旨」など、一定の事項を日本語及び外国語で記載する必要があります。